

北のきらきらキッズプロジェクト規約

(名称)

第1条 この会は、北のきらきらキッズプロジェクト（K3）と称する。

(事務所)

第2条 この会の事務所を、和寒町字三笠95番地（窪田宅）に置く。

(目的)

第3条 子供たちが様々な活動をとおして、感動の体験を共有することと地域の子供や大人がカリキュラムを通して地域の活性化に寄与する事を最大の目的とする。

(事業)

第4条 この会は、前条の目的達成のために次の事業を行う。

- (1) 山・川・森林などの自然体験
- (2) ものづくりや工場見学などでの学習体験
- (3) 神社・お寺・教会・書道・武道・茶道・華道・囲碁・将棋などでの伝統体験
- (4) 音楽・絵画・演劇・朗読などでの芸術体験
- (5) 講演会・体験学習などでの知識体験
- (6) 農業・漁業・畜産・料理などでの自給自足体験
- (7) 河川浄化・地域清掃などでのエコロジー体験
- (8) その他、本会の目的のために必要と認めた事業

(構成員)

第5条 この会の構成員は、本会の目的を理解し賛同する個人とし、理事会で承認を受けた者とする。

- 2 種別は、議決権を持つ1号構成員、議決権を持たない社会人の2号構成員、議決権を持たない学生など3号構成員とする。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 理事長1名
- (2) 専務理事1名
- (3) 副理事長2名
- (4) 監事1名
- (5) 理事者4名以上

(役員を選任)

第7条 本会の役員は、構成員の中から総会において選任する。

(役員任期)

第8条 役員任期は、1年とする。ただし、再任は妨げない。

(役員の仕事)

第9条 理事長は、本会を代表し会務を総括する。

- (2) 副理事長は理事長を補佐し事故ある時はその職務を代行する。
- (3) 専務理事は理事長及び副理事長を補佐し、この会の常務を総括する。
- (4) 理事は、理事会を構成し規約及び総会の決議に基づき、この会の業務を執行する。
- (5) 監事は、会計を監査し結果を総会で報告する。

(会議)

第10条 本会の会議は、総会及び理事会とする。

- 2 総会は毎年1回理事長が招集する。ただし、理事長が必要と認めたときは臨時会を招集することができる。
- 3 理事会は、随時代表が招集する

(総会)

第11条 総会は、構成員の過半数の出席をもって成立し、議事は出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長がこれを決する。

- 2 総会の議長は、出席構成員の中から選出する。ただし、役員を含めた総構成員数が3名の場合は代表がこれを行う。
- 3 総会は、次の事項を審議する。
 - (1) 規約の改廃に関する事項
 - (2) 事業計画及び予算決算に関する事項
 - (3) 役員を選出に関する事項
 - (4) その他会の運営上特に重要な事項

(役員会)

第12条 役員会は、理事長 副理事長 理事 監事で構成し、過半数をもって成立する。

- 2 役員会の議長は理事長とする。
- 3 役員会は、総会の付議事項その他会務の執行に必要な事項を審議する。

(会計)

第13条 本会の経費は、入会金 会費 助成金 売上利益分などによる。

- 2 本会の会計年度は、4月1日に始まり翌3月31日に終わる。
- 3 1号構成員の入会金は1000円、会費は年額5000円。2号構成員の入会金は1000円、会費は年額0円。3号構成員の入会金は0円、会費は年額0円とする。

(脱会)

第14条 本会を脱会する場合は、役員会で承認を得るものとする。

(解散)

第15条 本会の目的が達成されたとき、もしくは会の存続が何らかの理由により困難になった場合は、代表が臨時総会を招集し、解散を決議するものとする。また、負債が生じている場合は、役員で折半し返済するものとする。

(附則)

この規約は2015年4月1日から施行する。

2016年4月24日一部改正